

## 令和2年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年8月7日（金） 午後1時30分

2 閉会 令和2年8月7日（金） 午後3時12分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄（会長）
3番 林 眞理（農政担当）	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正（会長代理）	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎（農地担当）	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	難波 末雄	前田 操
山田 隆正	池上 次男	小西 安彦	竹内 功次	長代 悦和
東 茂	大月 泉	高上 忠義	黒江 冊旨	友野 伸樹

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

4番委員 5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第37号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

新しく農業委員、農地利用最適化推進委員になられての初めての総会でございます。今は何ぶん暑い時期、お盆までが一番暑い時だと思っております。体には十分注意していただきたいと思えます。そして、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員になられた方には、農地そして農業を守っていただくという事が大変重要になろうかと思えます。それぞれの地域の中で、連携を図りながら遊休農地、放棄地等が無いように、皆さん方と或いは地域の方々と連携して、荒廢地、遊休農地が

無いようにしていただきたいと思います。農業従事者の減少、そして農業従事者の平均年齢が74歳を超えております。米の需要も58キロかなと思っておりますけども、農地と農業と守っていただきたい。多分、この総会におきまして、新しくなられた方は非常に闘志を燃やしておるんじゃないかと思っておりますけれど、なかなか農業をやっていくためにも、皆様方のお力で農地が潰れないようにお願いしますし、今でも家族構成を見ましたら、1人暮らし、2人暮らしの所が63パーセント程になっております。非常にどう言うんですか、ご飯が作れない状態、パン、牛乳といったところが非常に多いんじゃないかと思っております。そうした中で、農地を守って、或いはご飯を食べてというような形をとっていただきたいと思っておりますし、皆さん方もそういうふうな米のアピールとか、農地の大切さ、後継者というのは割と家族の中でも、子供たちが農業をしないという事になりますと、我々の年代の親たちが農業が出来なくなって、トラクターが壊れたといった時に、次の新しいトラクターが買えないのが現状じゃなかろうかと思っております。

また、土地改良におきましても、土地にはもう魅力のない所があります。そうした中で、農地も大切に、また、農業も大切にしていきたいという事は、皆さん方の地域での活躍でそうしていただきたいと思っておりますので、どうか活躍をしてやってください。

農業委員の数が15名でございますけれど、新しくなられた方は9名でございます。そして、農地利用最適化推進委員18名の中で、新しくなられた方が13名だと思っております。新しい方が、新しい行動力と力でやっていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和2年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の農業委員の出席は15名全員でございます。そして農地利用最適化推進委員の方が15名出席しております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表の通り進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

## 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、4番委員、5番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

### **【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆さん、ご苦勞様です。

会議中やむを得ず席を立つ場合は、挙手をし、番号を述べたうえで休憩を申し出るようお願いいたします。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第33号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第33 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号23番】

(農地担当)

それでは、2ページ23番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件について確認を取らせていただきました。農地等の利用状況は、自作地ばかりで耕作されています。作付け予定の作物は水稲50アール、野菜が16アールの予定となっています。機械等の所有状況につきましては、トラクター、コンバイン、耕運機等を所有しております。作業に従事する人数につきましては、世帯のとおりで3人です。住所地からの平均距離又は時間は20メートルで1分となっています。それから、農業耕作等の事業に必要な農家への従事状況は、本人が200日、奥さんが50日、母が150日という風になっています。

それから次にまいります。周辺地域との関係につきまして、重要項目が1から5までありますけど、この件につきましてはどの項目につきましても支障が無いと思います。

該当の農地ですが、利用見込みにつきましては、水田地帯ですので、水田として利用する予定です。

農業委員等の意見につきましては、地域の慣習、それと防除等に従って行いますので、何の問題もないと思います。

どうぞ審議の程よろしくお願いします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

**【受付番号25番】**

(農地担当)

続きまして25番、三輪の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

この件は、譲り渡し人が長いこと行方不明となっておりまして、譲受人の方からいくらかお金を借りていた状態で、その代物弁済という形で申請があがってきています。今まで当該農地は三輪の営農組合が耕作していて、先々月に合意解約となっています。地元としては、特段問題はないと考えます。

(農地担当)

それでは、受人の地域の委員でございます10番委員、よろしくをお願いいたします。

(10番委員)

この案件は、先程8番委員が仰られたように、本人不在ということで、この関係において代物弁済というような状況が出ておるということで、本人不在ということで、財産管理人の弁護士の方からの要請であります。その関係において今、農地を譲り受けて迷惑をかけないように稲作をしていくということでございます。

本人も今、●●で農業をやっております。地元までの距離が10.5キロとあります。その関係においても農業範囲ということでもあります。地元にも迷惑をかけないように作業をやっていくという事でございますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

同じく新本地域の推進委員でございます長代委員、何か補足等ございましたらお願いいたします。

(長代委員)

今、委員の方からご意見がありましたように、推進委員としては特別な意見はありません。農業を地区内でもやっておりますし、これと言って問題点もありませんし、距離も10.5キロ、車で行きますと15分程度で行けますので、農耕に支障は一切ありませんと思いますので、よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

#### 【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして26番、楨谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

この件は、土地名義が破産しておる息子さんだったので、それを譲渡人の母親ですけど、農業をしておられるんですが、買い取るという事です。持ち物としてはトラクターにコンバイン、それから軽トラック、それから距離ですけど、家の周りでありまして1分程です。稲作と畑をやっているんですが、本年度は不作付けではありますが、農地保全の方は出来ており、いつでも作付け可能ということでありまして、来年ぐらいからされるんじゃないかと思しますので、よろしく願います。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

以上で、議案第33号の審議は全て終了いたしました。

### 【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

なお、議事録に起こす都合上、地元委員の説明時には東西南北の隣地に関しての意見を詳しく発言をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番，11番】

(農地担当)

それでは、4ページの10番、上林の件でございますが、後に続きます11番、同じく上林の件。これと関連する案件でございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、10番及び11番、ともに上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

現地調査は8月5日、定井会長、秋山委員、渡邊委員、石尾委員、茅原委員、私と事務局、合わせて計7名で現地調査に行きました。上林●●●●●と、●●●●●これは隣接しておりまして、現況としては保全管理がなされている農地、荒地という形ではあります。現況の方は、東側が田んぼ。申請外の部分は道路に入っております。西側が田んぼ、南が道路、北が道路という形にな



っております、●●●●●についても●●●●●、●●●●●と隣接しております、一体として農地を形成しているような形です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺の状況ですが、現状は東は田、西が田及び宅地、南が道路、北が道路という事になっております。用水につきましては特に問題はありません。排水は土地利用計画のとおり、側溝を設け排出します。日照、通風につきましては、周辺に対して支障は無いと思います。土砂流出等については、アスファルトで舗装しますので流出等は無いように留意するという事です。総合判断として、特に問題は無いと思います。どうぞご審議の程、よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

10番、11番ともに道路新設後は、総社市の方へ市道として寄付するという協議が整っております。農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

この、4-10の地図を見ると、この所だけなんで道路が必要なんですか。

(農地担当)

事務局お願いいたします。

(主査)

もともこの地域の道路が狭いという事もあり、また、この度申請地である残りの土地ですね、住宅を建築するという話もありまして、また地元の要望で道路が欲しいという事もありまして、道路を整備することになりました。通常であれば、個人の道路は転用がなかなか難しいところでありますけれど、総社市の建設の方と協議をしまして、市道として受け取るという協議が整ったという事を確認しましたので、転用の申請を受付けております。

(6番委員)

ここだけじゃなしに、他の所も繋がるんかな。この道は。

(15番委員)

現地調査の時にも確認いたしましたが、4-10の地図を見ていただければと思います。●●●●●●●●、今回申請の農地が鍵のような形に申請が上がっておりますが、鍵の下側の所に既存の道路がございます。が、これがほぼ通れないくらいの細さの道で、それに接続されて車が通れるような幅

になるような申請でございました。また、その北側の●●●●●から繋がりまして、その北にある既存の市道へ接続が出来るようになるような形でございます。

(6番委員)

この●●●●●は、これは道になつとんですか。

(15番委員)

いや、現状は農地です。

(6番委員)

農地ですね。●●●●●は申請地としては何もないんですよ。

(主査)

●●●●●は地目が宅地になっております。登記地目が宅地なので今回の申請にはなっておりません。

(6番委員)

はい。4-10の地図だけではよく分からなかったもので、どういう風に道を繋ぐのかなと。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

10番及び11番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして12番、実粟の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

現況につきましては東側が田んぼ、これは自己所有の田んぼという事です。西側に道路、南に道路、北が宅地という形になっております。この申請地の現況につきましては、進入路として整備をもう済ませているような状況にありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

これは進入路で、4-12を見てもらえれば分かるんですけど、市道から入ってL字型になっていて、●●●が家なんです、これが兼業農家ですから●●●の奥の方に作業場があるので、L型の東側ですか、ここから自宅に入るのに狭かったので、軽四が入らないくらいでして、それで申請をしてやっておるということです。そういうことで、現状は東が自分の田んぼ、それから西が車庫があって、南が市道、北が宅地です。別に用水、排水とも支障ありません。よろしく願います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

現地調査の報告にもありましたように、ここは既に進入路として整備されております。これは申請人が法の規定を知らずしてやったものでありまして、今回始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番，40番】

(農地担当)

続きまして13番，三輪の件でございますが，後に出てきます8ページの5条40番，同じく三輪の件，これらが関連する案件でございますので，一括審議とさせていただきます。それでは，4ページ4条の13番。それから，8ページ5条の40番，これらにつきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

最初に三輪の地番が●●●●●●と●●●●●●についてですが，これはさっき言われました●●●●●●と●●●●●●と一体で申請がされておりまして，土地も一体で利用されているような状況であります。現況につきましては，東側が宅地，西が水田，南が道路。果樹が植えてあるような，そういった格好の，道路の先はですけれど，北が自己所有の田んぼから道路が繋がっているような，そういった現況にあります。申請地の現況につきましては，保全管理されているような，そういった状況にあります。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

当該農地は保全管理された水田で，その南側に40番の申請が宅地化されるという事で，北側の水田は排水する時に当該農地を通過して南側へ排水されているようで，その排水路のために13番の申請となっております。13番の現況は，東が宅地，西が田んぼ，南が水路，北が水田です。素掘りの排水路で，特に営農状況については問題ないと考えます。

40番の方は，東が水路，西が水田，南が水路，北が水田と道路です。用水については問題ありません。排水は，雨水は沈殿柵に集水し既存の水路へ接続し，生活雑排水は公共下水道へ接続します。日照・通風については，建物は7.6メートル程度で，支障が無いように留意して建築します。土砂の流出等については，隣地との境界部分にはコンクリート擁壁を設置し，土砂が流出しないよ

うにします。総合判断としまして、特に支障は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。  
(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。この40番もいいんですか。この田んぼの470平方メートルと52平方メートルで500平方メートル超えますよね。これは別に問題はないんですか。

(主査)

はい。農地法といたしましては、転用面積は必要最小限というのが基本にありますけれど、今回の場所でありましたら、進入路部分が狭くて車を止めたり、転回するスペースが必要という事でこれだけの面積が必要だろうという判断をしております。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

4ページ13番及び8ページ40番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号14番, 46番】

(農地担当)

続きまして5ページ14番ですが、新本の件でございますが、これも後に出てきます11ページ、5条の46番、これと関連する案件でございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、5ページ14番。それから、11ページ46番、ともに新本の件、これらにつきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

新本の地番が●●●●●●と先程11ページの46番、これは隣接をしております、用途も同じ用途で使われております、今後の予定も同じ方向にあるような、そういった農地であります。従いまして、二つの農地は一体として説明させていただきます。現況としましては、東が山林、西が道路、南が山林、北というのはこれは新本●●●●●●ですが、北側に11ページの46番の農地が入ってきまして、それから畑があります。現況につきましては、特に農地としての利用はあまり認められないんですけども、一応果樹とか、みかん、柿が植えられているようなそういった状況です。周囲は山林ということです。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

先程、現地調査の方で報告がありましたとおり、ここにつきましては保安林解除ということでございまして、年数も経ち、圃場関係が十分管理されておるといような状況で、この申請が出たという状況です。先程の話にもありましたように、周りが山の関係において、周辺に対しての影響はございません。ただ、土砂の流出関係があるかと思いますので、その辺を十分考慮しながら進めていきたいと考えております。全般的には、支障が無いという事でございます。

以上です。

(農地担当)

同じく新本地区の推進委員でございます長代委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(長代委員)

特段の意見はありません。今の委員さんの意見に全く同意です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(11番委員)

先程、保安林解除されているというお話だったんですけども、事務局の方、何か把握されているんですか。

(農地担当)

事務局お願いいたします。

(主査)

登記地目は保安林となっておりますが、現況はご説明にもありましたように、多少果樹等を植えられており、畑となっております。これは、元々保安林であったものを戦後食料が不足している時期に開墾して畑としていた土地でありまして、その当時から登記地目を変更していなかったため、現在まで保安林ということが残っているものであります。現況は畑であります。

(11番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。これは借受人は、5ページの人と11ページの人というのは別々の人ですね。別に施設を作るんですか。

(農地担当)

地元委員お願いいたします。

(10番委員)

別々の別人でございます。ですから、農地が一体となっておりますけど、地番別で分かれていますので、別々になります。

(6番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

5ページ14番及び11ページ46番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で議案第34号の審議は全て終了いたしました。

### **【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第35号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。なお、4条と同様に隣地に関する意見も発言をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

### **【受付番号33番，34番】**

(農地担当)

それでは、7ページ33番、宿の件でございますが、続く34番、同じく宿の件、これらも一括審議とさせていただきます。それでは、33番、34番、ともに宿の件に関しまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

33番と34番はそれぞれ隣接をしております、一体の土地という事になっております。現況につきましても、一括の土地として説明させていただきます。現況の方は東が宅地、西は宅地、南にハウス。これは耕作をしているようには見えないハウスがあります。北に道路があります。申請地の現況としては、保全管理がなされているような、そういった農地であります。

以上です。



(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

今説明があった通り、東西南北はその通りでございます。それと用水の件ですが、北側に道があるんですが、その北側に用水があります。それと排水の方ですけど、雨水関係は一つは自然排水と側溝を設けてという事でございます。生活排水については下水道という事になっています。それから、日照の方ですが、木造2階建てという事で日照には影響ないという事です。土砂関係ですけれども、コンクリートブロック等で擁壁をしますので、全く問題は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、当地区推進委員でございます黒江委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(黒江委員)

農業委員の言われた通りです。特に補足はございません。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

33番、34番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

この土地は、現況は東が管理保全の状態にあります。それから、西側に道路と水路があります。南は畑があつて、保全管理の状態にあります。北に道路と宅地があります。この申請地につきましては、周囲に農業をされているような、これといった営農の状況がありません。現在地は草刈りをされた保全状況にあります。隣地に●●●があります。そういった農地です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

申請地の状況ですが、さっき言われたように、東は残りの残地になります。西に道路があつて、南が田んぼという事で、北には道路があつてその北に家が建っています。用水に関しては、周りに他の作付けが無いので特に問題は無いと思います。排水の方も沈殿柵で集水して、既存の水路へ流すようになります。日照ですが、西も北も農地が無く、東と南側に農地がありますけれど、支障は無いと思います。土砂の流出ですが、コンクリートとかブロックで擁壁を設置して、隣地への土砂の流出をしないようにします。総合的に判断して特に問題は無いと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当)

同じく久代地区の推進委員でございます竹内委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

何も問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

#### 【受付番号36番】

(農地担当)

続きまして36番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。そのまま地元委員の説明もお願いいたします。

(3番委員)

現地の現況は、東側に保全管理がされております畑、西に道路、南側に宅地、北に宅地といった状況にあります。申請地は、保全管理がなされているような農地であります。

それから、地元委員としての意見ですが、この農地につきましては過去に転用が行われてきた農地で、今回の申請分がその最後の転用に当たるといった、そういった農地になっております。今まで問題もなく、承認を受けている案件でもありまして、特別問題は無いかと思っております。詳しくは地元の推進委員の山田さんの方をお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、山田推進委員お願いいたします。

(山田委員)

申請地につきましては、今地元委員さんが仰ったように、休耕田状態です。現況につきましては東西南北ですが、地目が東は水田ですが現況は畑でございます。西は市道、南は宅地、北は宅地でございます。用水につきましては、昔は水田もあるかと思いますが、これは北側に用水路がございま

して、支障はありません。排水につきましては、沈殿柵、合併浄化槽を設置して既設の側溝に出すので問題ないと思います。日照につきましても既に住宅がありまして、これも問題ないと思います。土砂の流出につきましては、擁壁のコンクリートをつくっていただきますのでこれも問題ないと思います。総合判断としては、隣地の東、畑の承諾書も入っておりますので、支障はないと考えられます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番は許可されました。

【受付番号37番】

(農地担当)

続きまして37番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

真壁の●●●●●●●と●●●●●●●につきましては、これは一体になっておりますが、●●●●●●●の方は進入路になっております。現況につきましては東側に宅地、西側に地目上で畑、これは実質的には雑地のような状況です。南が宅地、北に地目上では畑であります。この申請地の現況は、地目上畑であります。草が茂っております。荒地のような、そういった状況になっております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

当該農地の現況は、今説明がありました通りで、地上げされた雑地状態です。東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。用水については特に問題ありません。排水については、雨水の沈殿柵に集水し、既存側溝へ接続します。生活雑排水は公共下水道に接続します。日照・通風については、2階建て、7メートル程度の建物で、特に問題はないと考えます。土砂流出等については、隣地との境界にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないように留意します。総合判断として、問題はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2つ以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして38番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

この土地は、現況が東側に田んぼ、西に道路、南に道路、北に田んぼというような、こういった状況にあります。申請地の現況は、水が溜まっておりまして、草が生えているような、そういった状況でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

当該農地は、管理されている水田で、東が水田、西が道路、南が水田、北が道路になります。用水については特に問題ありません。排水については、雨水は沈殿柵に集水し、既存側溝へ接続します。生活雑排水は公共下水道に接続します。建物は2階建て、8メートル程度で、日照・通風に支障がないように建築します。土砂流出等については、隣地との境界にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として、問題はないと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2つ以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

#### 【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして39番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

この農地の現況は、東側に畑、葡萄を作っているようなハウスがあります。西に道路、南に畑、これも葡萄のようです。北側に畑でしっかり耕作をしているというような状況です。申請地の現況は、保全管理が行われているような、草が生えているような、あまり手が入っていないような、そういった農地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

この申請地におきましては、●●から移住して賃貸住宅に居住し、農業を秦地区で始められる方。今現状では農業をやっている方です。小さなお子さんもいらっしゃって地元の小学校で、仕事場も近いという事で、この申請地を決めました。先程現地調査の報告がありましたが、池上委員と私も一緒に現地を調査にまいりました。土砂の流出、堆積に対する対応ですが、U字溝等を盛土部分に

設置して流出がないように注意します。生活排水は集落排水施設がありますので、下水についてはそちらで対応いたします。雨水については自然に流していくというか、雨水用の排水溝が無いために、その辺りの一帯の地区がそのような形になっておるようですが、柵を設置して隣接地に流入しないように注意いたします。日照等についても、そんなに高い住宅を計画していないようなので、現地調査をした限りでは何も問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当)

同じく、秦地区の推進委員でございます池上委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に何もありません。今、委員が言われた通りでございます。よろしくをお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、39番は許可されました。

【受付番号42番, 41番】



(農地担当)

続きまして42番, 上林の件, それから10ページ41番, 同じく上林の件, 関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは9ページ42番, それから10ページ41番, とともに上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

この農地の現況は, 東側に道路, 西側に水田, 南に宅地, これは自己所有のものですが, 北側に土手, 前川ですが, あります。現況につきましては保安全管理がなされているような, そういった農地で荒地というような形の状況です。

以上です。

(農地担当)

それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この申請地につきましては, 先程委員の方から東西南北の説明がありましたけれども, 同じ所ではありますが, 東と西に分かれておりまして, ●●●●の方ですが東が市道, 西が畑, 南が畑, 北が前川になっております。それから, ●●●●と●●●●につきましては, 現況は東が畑, 西が水田, 南が宅地, 北が前川という現状になっております。営農状況への影響につきましては, どちらも同じで, 用水については別に問題ありません。排水につきましては生活排水と雨水ですが, 雨水は前川へ, それから生活排水も浄化槽を通しまして前川へ放流します。日照通風につきましては, どちらも支障が無いように思っております。土砂の流出等につきましては, 境界に擁壁, 土留めを設置し, 土砂が流出しないように留意します。総合判断といたしまして, 別段問題ないと思いますので, よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが, 2件とも甲種農地, 第1種農地, 第2種農地, 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

9 ページ 4 2 番及び 1 0 ページ 4 1 番，これらの件を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，これらは許可されました。

### 【受付番号 4 3 番】

(農地担当)

続きまして 4 3 番，地頭片山の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3 番委員)

この農地の現況は，東側に畑，西に道路，南に水田，倉庫もありましたが，北に宅地といった状況にありました。申請地の現況は，保全管理が行われている，そういった農地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(9 番委員)

今の現地調査の報告通りで，北側に家があるんですけど，それは本人の両親が住んでいる家です。用水ですけど，池からの用水で，下りきった所くらいで最終位置になりまして問題ないということです。それから排水ですけど，排水管と自然排水で側溝を利用して排水するというところでございます。日照の方は全く問題ありません。それから，土砂等の問題は，南側が今言われましたように水田でございます。それと，倉庫があります。高さも 1 メートルくらい高いので，流れるという事はございません。東，北側は擁壁で固めるという事で全く問題ないと思います。総合判断として，全く問題ないと判断します。

以上です。

(農地担当)

それでは，当地区の推進委員でございます友野委員，何かございましたらお願いいたします。

(友野委員)

委員の説明通りで、特に問題ないと判断しますのでよろしくお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

#### 【受付番号44番，45番】

(農地担当)

続きまして44番、上林の件、これに関連しますのが次の10ページ、45番同じく上林の件、関連いたしますので一括審議とさせていただきます。それでは、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

●●●●●●は住宅が建つ予定になっておりまして、●●●●●●が通路というような、そうい

った計画になっております。現況につきましては、東側に宅地、西に田んぼ、南に田んぼ、北に道路といった、そういった現況にありまして、申請地自体は水田の稲の植え付けはあるんですが、草が多いような、そういった状況の農地になっております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

現状につきましては、今3番委員から説明がありました通りです。私からは用水、排水、日照、土砂等の流出について申し上げますが、用水は別に問題ありません。排水につきましても、道路の南側の側溝に放流することになっています。日照につきましては、支障が無いように家を建てる、留意するという事でございます。土砂等の流出につきましては、周囲に空洞ブロックで壁を設置し、土砂の流出を防ぐようにするという事でございます。総合判断で、特に問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

44番及び45番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当)

続きまして、31番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。併せて地元委員の説明もお願いいたします。

(3番委員)

現況につきましては、東側に道路、西側に保全管理がなされております田んぼ、南側が宅地、北に親が所有する田んぼがあるような、そういった状況にあります。申請地の現況につきましては、保全管理が行われているような、そういった農地になっております。地元委員としての意見ですが、譲受人は、譲渡人●●さんの娘さんになる関係で、一昨年真備町で発生しました水害の関係で被災をされまして、それに関連する案件になっております。地元としてはやむを得ないという事で、問題もないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員の石尾さんの方からお願いをしたいと思いません。

(農地担当)

それでは、石尾推進委員、説明をお願いいたします。

(石尾委員)

現況については、3番委員から説明があった通りです。営農状況への影響についてですけど、用水について今現在、西側に田んぼがあるんですけど、以前は東側の水路から入れたんですけど、宅地にするために水路が閉鎖されるという事がありまして、宅地の北側へ別途用水路を施して水路とすようになっているそうです。排水については雨水排水は既存の水路に接続し、また、生活排水は合併浄化槽にて排水路に流入しないようにするため問題はありません。日照については、建築物が平屋で北から5メートル離れた所に建てるため、問題はありません。土砂の流出ですが、北側、西側、南側の境界部へはブロックを残し、土砂の流出を防ぐため問題はありません。総合判断としては、特に問題はありません。

以上よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10アール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という事で、第1種農地と判断しています。例外規定として、集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31番は許可されました。

#### 【受付番号32番】

(農地担当)

続きまして、32番、三輪の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

現地の状況は、東側に桃園、西側にこの予定地から桃園が残っております。南側に道路、北に桃園という桃園に囲まれた所であります。現況につきましても、桃がきちんと手入れされたような、そういった状況の桃園になっております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

現況は、先程報告があった通り桃園で、この建物が建った場合、桃園がL字型に残るような形になります。建物は平屋なんですけど、桃園の方と話したんですけど、北側の桃園が建物との間に挟まれるんですけど、特に問題は無く、ここの桃園は将来的には閉鎖するという話なので、問題は無いと思われれます。用水については特に問題ないと思います。排水は、雨水は沈殿柵で集水し、水路に放流します。生活雑排水については公共下水道へ接続します。土砂流出等については、隣接地にはコン

クリートブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として、問題なしと考えます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、32番は許可されました。

以上で議案第35号の審議は全て終了いたしました。

(農地担当)

ここで少し休憩といたしましょうか。

(委員)

そうしてください。

(農地担当)

皆さんお戻り次第、審議を再開いたします。

それでは休憩といたします。

【午後 2 時 4 2 分から午後 2 時 4 7 まで休憩】

(農地担当)

皆さんお揃いのようなので、休憩を終了いたしまして、休憩前に引続き審議に入らせていただきます。

**【議案第 3 6 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

議案第 3 6 号，総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第 3 6 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてを朗読】**

【受付番号 4 番】

(農地担当)

それでは，13 ページ 4 番，井尻野の件につきまして確認していただいております地元委員の意見を発表いたします。

(15 番委員)

今回用途廃止申請が出ております当該の道でございますが，所在地といたしましては●●の部落の中心地，伯備線沿いの伯備線をくぐる市道。●●の集落に入りまして，●●の●●●の真向かいに当たります。登記地目は道でございますが，従来よりその●●●の向かいに居住されております申請人の家の一体となっております。実際，●●にあります伯備線をくぐる市道からの延長の道なんですけれども，今回申請にあがっております面積分だけ，少しだけ家の方にはみ出していると言



いますか、出っ張っていると言いますか、図面上は家が道にはみ出している形にはなるんですが、現況で言いますと別にはみ出してもいない、元々家であったのではなかろうか、という状況でございます。今回用途廃止申請が出ておりますが、この道を廃止したところで周辺に農地も残っておりませんし、また、既存の道の幅が通行に支障がある訳でもございません。廃止したところで周辺営農上に問題はないと考えておりますので、よろしくご検討の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

ただ今報告がございましたが、この件につきましてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、今回申請にございますこの道、37.37平方メートルを、用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。

#### 【受付番号5番】

(農地担当)

続きまして、5番、美袋の件につきまして、現地調査の報告を会長お願いいたします。

(2番委員)

この場所は昭和地区でありまして、●●●のふもとの方なんですけれど、先般の水害で●●●●が浸かりまして、新しく●●●●として作った所なんですけれど、そこに道路が出来たんですけど、地元としては全く周辺に影響を及ぼすことはないと思います。大月委員に詳しくはお願いをいたします。

(農地担当)

それでは大月委員、報告をお願いいたします。

(大月委員)

先日、定井会長とこの道、●●●●の中にある道なんですけど、視察させていただきまして支障は地元にはないという事で、よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、この件につきましてご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし

(農地担当)

それでは、この5番につきましてもこの道、52.38平方メートル、用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。

以上で議案第36号の審議は終了いたしました。

### **【議案第37号 農業振興地域整備計画の変更等について】**

(農地担当)

続きますして、議案第37号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第37号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

ここで申し訳ありません。議案の修正をお願いいたします。総社の1番、所在地番が議案には●●●●●●●●となっておりませんが、●●●●●●●●が正しいものであります。申し訳ありませんが、修正をお願いします。

**【受付番号 総社1番2番 山手1番2番】**

(農地担当)

ただ今事務局より説明がございました15ページの農業振興地域整備計画の変更でございます。  
今回4件上がっておりますが、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

令和2年上期分農業振興地域の除外について、今回4件意見を求められております。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化と農地の利用関係の調整、集団等構造政策の推進といった施策が適切に行われるようにすることとなっております。また、当施行規則第4条の4第1項第27号(イ)の規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地に入っている農地で、今回は総社1番が該当になります。これにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障がないかの意見をお願いします。なお、転用の許可見込みについて、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込み有りという回答をしております。

以上です。

(農地担当)

ただ今事務局の説明がありました4件でございますが、これら4件につきましては、8月5日に運営委員のメンバーと農林課職員により現地調査を行っております。現地調査をした中で、運営委員といたしましては原案通り農振地域整備計画の変更、農振除外となっても問題はないものにとらえております。ただし、検討の中で出ました意見といたしまして、まず総社の1、これにつきましては既に地が上がった状況でございました。それが最近ではなく、かなり昔に擁壁が立てられて地が上がった状況でございましたので、新しいものでありましたら注意等もあるんですが、こちらから分からないという事がありまして、是正のような形になると思われまして、2番に関しましても、是正案件となって仕方ないものと思われております。また、山手の1番に関しましては、申請農地の位置がちょうど水田の水利の引き込みの位置に当たる場所がございました。そこに関しまして、その取水口を生かすような配置、もしくは水路の設置等を要望といたしまして話を上げております。以上の意見がございましたが、この4件自体は除外に関しまして原案通り問題はないものにとらえております。

それでは、この件につきましてご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、この4件につきまして、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認といたします。

**【報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第24号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第24号 報告書について朗読】**

**【報告第25号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第25号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第25号 報告書について朗読】**

**【報告第26号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第26号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第26号 報告書について朗読】**

## 【報告事項】

(農地担当)

26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が3件、4条関係が5件、5条関係が16件ございました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、2件周辺営農上問題なしといたしました。

また、農業振興地域整備計画の変更等につきまして、原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

## 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主査)

【令和2年度農地パトロールについて】

(主事)

【農業委員の委員報酬について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(主査)

【新任農業委員，農地利用最適化推進委員研修会について】

(次長)

【農地転用許可処分取消請求事件について】

(会長)

それでは，会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様ご苦勞さまでございました。新しいメンバーで初めての総会ということでございましたけれども，今後ともよろしくをお願いいたします。コロナとか，色々と自粛自粛と言われておりますけれども，どこかで多少の息抜きをしながら役目を果たしていきたいなと思っておりますので，次回もよろしくをお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

**閉会 午後3時12分**